

はしがき

高度経済成長が実現され、半世紀にわたり大きな戦争に巻き込まれず、犯罪も比較的少なく、いろいろ言われつつも官僚主導の統治が是正されて政治の民度が上がってきた21世紀初頭の日本において、豊かさを実感できない障害が大きく2つほどある。1つは、徐々に進む格差社会、非正規雇用の増大等であろうか。もう1つは、女性（主婦は少額のパートまで）の社会活用の少なさの一方での一部男性の働きすぎ（カロウシはすでに国際的に通じる）である。これらを解く鍵は、労働・経済とともに、社会的性役割、すなわちジェンダーにある。

法学の世界で、ジェンダーが1つの法分野を形成すると認識されたのは、そう古いことではない。こういった視点から法を観察した業績は、非常に少なかった。ジェンダー法学会の結成はようやく2003年末のことである。その後、「ジェンダー（と）法」を謳う教科書は堰を切ったように次々と刊行されている。その中で本書を刊行することには、いくつかの理由がある。

第1に、ジェンダー法学が、牽引車的立場の研究者の熱意で走り続ける創成期の段階から、裾野の広い若い研究者の理論提示が求められる段階に来ていることである。第2に、一部エリート女性の憤慨にとどめず、第一義的には、階層や地域を超えた労働・教育・家庭の問題として考え直すべきことがある。第3に、この問題を男性側にも自分の問題として考えてもらう必要があるのであり、また、マイノリティ差別を考える起点、多くの社会問題のキーなどとして、ジェンダーの問題を捉え直す必要があることである。ジェンダーの視点で法を見直すことは（「民主主義」が今日の日本では共有される価値・手続でありイデオロギーではないように）もはやイデオロギーではない。そして第4に、法科大学院時代に入り、一方で法曹実務家にこの問題を語る必要がありながら、他方で、基本七法などを不十分に本法領域の学習を始めざるをえない状況がある。多くの人に語りかける、平易な教科書は必要だと感じるものである。

このため、執筆者を新進の若い研究者、そうでなくても、類書の執筆のあま

りない研究者を24名集めた。法哲学、法制史、比較法、憲法、行政法、民法（財産法、家族法）、刑法、国際法、労働法、社会保障法など、属する専門分野も多岐にわたる。また、男性研究者も類書と比べて多い。構成としても、ジェンダー法を学ぶために必要な基本法分野の概説をはじめに置いて、そこに立ち帰ることが容易なように工夫を行った。本論も、身近な教育、労働、家庭の問題から議論をスタートさせ、法学者がついつい最大の問題としがちな政治や司法の問題は最後の方で取り上げた。そして、ジェンダー法の発展展開として、男性差別、その他の差別に各1章割いたのも本書の重要な特徴である。このため、問題意識を深めたいという幅広い読者の要求に応えられるものと思う。

レクチャー、ブリメールのαシリーズの刊行を進める法律文化社の小西英央氏より本書の刊行は強く勧められていたところ、ジェンダー法学会第4期（2009-2011年12月）理事兼会誌編集委員のうち3名が編者となって、本書の企画を進める流れができ、編集会議などを経て、今日、刊行の運びとなった。執筆者の先生方に御礼申し上げるとともに、小西氏に深く感謝申し上げる。教科書であるので、仔細に引用を行わなかつた点、御海容を願うものである。何よりも、本書を手にしている皆様に幸あれと願いたい。

震災の爪痕もなお深き2012年2月

編者一同